

1993年 広島・長崎「平和宣言」の一考察
—広島大学学生311名の意識調査結果をとおして—

小林 文男

広島大学総合科学部

橋本 学

広島大学大学院

柴田 巖

広島大学大学院

**A Study on Differences between Hiroshima and Nagasaki
as Seen Through Questionnaires,
Concerning “Peace Declarations” Delivered in 1993,
for 311 members of Hiroshima University Students.**

Fumio KOBAYASHI

Faculty of Integrated Arts and Sciences, Hiroshima University

Manabu HASHIMOTO

Graduate Student, Hiroshima University

Iwao SHIBATA

Graduate Student, Hiroshima University

SUMMARY

The purpose of this paper is to verify differences of the “Peace Declarations” delivered in Hiroshima and Nagasaki in August 1993.

Needless to say, both these “Declarations” appealed the total abolition of nuclear weapons and complete disarmament in the earth. But, in practice, there were so many differences of content between them.

The authors sent out questionnaires for 311 members of Hiroshima university students. The question is “As to the ‘Peace Declarations’ made in Hiroshima and Nagasaki in 1993. Which ‘Declaration’ do you feel sympathy for Hiroshima’s or Nagasaki’s ? And give your reasons for choosing it”.

As a result, Nagasaki “Peace Declaration” proved to have far higher opinions of the subjects than Hiroshima. The main reasons are as follows:

(1) It was easier to understand “Peace Declaration” of Nagasaki than of Hiroshima.

(2) Hitoshi Motoshima, the Mayor of Nagasaki, admitted that Japan had aggressed the Asian countries from 1910 to 1945, showed more friendly attitude to these countries than Takashi Hiraoka, the Mayor of Hiroshima.

Nagasaki “Peace Declarations” have had higher opinions than Hiroshima since the authors began this investigation on 1990.

However, the “Declaration” of Nagasaki in 1993 have more faults than the past 3 years beyond doubt. Because the support rate against it have come down than before. The faults are as follows:

(1) The Nagasaki “Declaration” never mentioned “PKO” (Peace Keeping Operation) which Japan come up against now.

(2) The Nagasaki “Declaration” didn’t definite the concrete compensation and assistance to non-Japanese victims of Atomic Bomb.

目次

- I 本調査の動機，対象・方法
- II 広島・長崎両「平和宣言」に対する総体的評価
- III 広島・長崎各「平和宣言」の評価点
 - (1) 広島「平和宣言」について
 - ① 期限付核兵器全廃の要求
 - ② 加害責任・戦後処理への言及
 - (2) 長崎「平和宣言」について
 - ① 非核三原則立法化の要請
 - ② 被爆者援護法制定の要請
- IV 広島・長崎両「平和宣言」の支持率格差の要因
 - (1) 「平和宣言」の形式面の相違—文体・言葉づかい・構成—
 - (2) 記述の具体性
 - (3) 日本の加害責任への言及
- V 広島・長崎両「平和宣言」不支持率増加の原因
 - (1) P K O問題への不言及
 - (2) 長崎「平和宣言」のアジア・歴史認識の後退
- VI 歴史教育・平和教育の問題点—大学生の平和認識の実状をとおして—
- VII 結語—広島・長崎平和行政の課題—
〔資料〕 1993年 広島・長崎「平和宣言」全文

I 本調査の動機，対象・方法

1993年、48回目の原爆忌に際し、広島・長崎両市は「原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式」（8月6日）、「原爆犠牲者慰霊平和祈念式典」（8月9日）において、それぞれの「平和宣言」（以下、原則として「宣言」と略称）を発した。本稿は、これら「宣言」の特色・差異および問題点について、筆者らが広島大学学生を対

象に実施した意識調査の結果をもとに、検証しようとするものである。

筆者らが、こうした意識調査を開始したのは1990年のことであるが、同年長崎「宣言」には、初めて内外戦争犠牲者への「償い」と“外国人被爆者”への「謝罪と援護」の必要性とが明記された。同「宣言」が、“画期的”としてマスコミ等の注目を集めたことは周知のとおりである。とはいえ、これに対する世論の評価は全く不明であり、この点、広島「宣言」も事情は同じであった。1947年以来、広島・長崎は、世界へ向かって「宣言」を発してきたにもかかわらず、両「宣言」がどう世論に受け止められたかを確認する客観的調査の実施は、筆者らの知るかぎり皆無であり、従来、双方の特色と問題点は解明されぬまま、放置されてきた。調査を開始した筆者らの意図は、これであった。¹⁾

過去三回の意識調査から判明したことは、第一に被験者の圧倒的多数が、広島「宣言」に比して長崎「宣言」を評価していること、第二にこうした評価の落差は、両「宣言」におけるアジア認識及び歴史認識の差異を主因とするということであるが、両「宣言」に寄せられた被験者の提言・苦言から、広島・長崎ともに今後解決すべき課題を有することも併せて明らかとなった。調査結果は毎次公表しており、広島・長崎両市長にも送付して、「宣言」起草の参考に供すべく努めてきた。この間、両「宣言」に大きな変化が見られるようになったのは事実である。と同時に、マスコミの「宣言」報道にも変化が現れた。例えば、筆者らの指摘を受けて、1993年、広島の地元紙『中国新聞』は、従来要旨のみで済ませていた長崎「宣言」を全文掲載した。²⁾

ここで、1993年、広島・長崎両「宣言」の背景に若干触れておきたい。

1992年春以来、中国で、日中戦争期（1937～1945年）の損害に対する対日民間補償請求の動きが活発化したことは周知の事実である。³⁾この状況下、同年秋には、日中国交正常化20周年を記念した天皇訪中（10月23日～28日）が実現、その際、「我が国が中国国民に対し多大の苦難を与えた不幸な一時期」＝日中戦争について、「これは私の深く悲しみとするところ」との発言がなされた。⁴⁾つづいて1993年8月、細川新首相が、就任直後の記者会見席上（10日）、日中戦争等を「私自身は侵略戦争であった、まちがった戦争であったと認識している」と表明し、さらには「全国戦没者追悼式」（15日）において「アジア近隣諸国をはじめ全世界すべての戦争

犠牲者とその遺族に対し、国境を越えて謹んで哀悼の意を表する」と述べた。⁵⁾こうして見ると、いずれも一部の根強い反対があったとはいえ、日本全体に、アジア諸国へ向けた「戦争に対する反省」の雰囲気醸成されつつあることは確かである。

加えて、核問題に関して言えば、輸送船「あかつき丸」によるプルトニウムの日本移送（1992年11月～1993年1月）は世界的な問題として注視され、核の安全性が改めて論議される起因となった。例えば、広島県原水禁および広島県被団協は、同船の東海港入港後直ちに「改めて広島の存在が問われている。私たちは核の絶対否定を貫く」との緊急アピールを発した。⁶⁾さらに1993年7月、東京で開かれた第19回先進国首脳会議（以下、東京サミットと略称）の「政治宣言」において、1995年に期限切れを迎える「核拡散防止条約」（NPT）の無期限延長が採択され、その意味と影響をめぐって世論は二分した。

今次広島・長崎両「宣言」が、こうした今日の問題に触れていることは当然であるが、その見解は必ずしも一致しているわけではなく、そこに両「宣言」の差異を見出すことができる。今回、筆者らが夏期休暇課題として提出した設問は、以下のとおりである。

「本年8月6日広島、8月9日長崎の『平和宣言』を熟読し、広島と長崎のどちらに共感を覚えたか、またその理由は何か、自己の見解を2,000字以内にまとめなさい」

被験者は、一般教養科目「アジア史」及び専門科目「アジア史研究」（いずれも小林担当）の受講生であり、総数は311名である。被験者の男女別・学年別の内訳は表I-1のとおりである。

表I-1

	男子	女子	合計
1年次	78	88	166
2年次	68	64	132
3年次	7	2	9
4年次	4	0	4
合計	157	154	311

(単位：名)

言うまでもなく、調査対象が一大学・特定授業の学生群に限定されている点で、筆者らの調査結果が世論を代表しているとは言い難い。しかし、今次被験者の中にも、過去の調査同様、初めて「宣言」を目にした者が少なくなく、その意味で先入観にとらわれない率直な意見を収集することが出来た。⁷⁾また、近年、被爆者の高齢化が進み、今次両「宣言」においても取り上げられた如く、次世代への「ヒロシマ・ナガサキの継承」が深刻化している現状において、広島・長崎両市が発したアピールが、いかに青年層に受け止められたかを検証することはきわめて重要な意義を有すると考える。

Ⅱ 広島・長崎両「平和宣言」に対する総体的評価

今次311名の被験者の回答は、その記述内容から、「両『宣言』ともに評価する」「広島『宣言』をより評価する」「長崎『宣言』をより評価する」「両『宣言』ともに評価しない」の四種に大別することが出来る。この結果を、まず過去三年間のデータと併記して図示しておきたい（表Ⅱ—1参照）。

表Ⅱ—1

評 価	1990年		1991年		1992年		1993年	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
両「宣言」ともに評価する	5	14.9	202	47.2	10	2.9	16	5.1
広島「宣言」をより評価する	3	1.0	10	2.3	1	0.3	19	6.1
長崎「宣言」をより評価する	252	83.4	216	50.5	333	96.8	226	72.7
両「宣言」ともに評価しない	2	0.7	0	0	0	0	50	16.1
合 計	302	100.0	428	100.0	344	100.0	311	100.0

(単位：名)

上表から、1993年広島・長崎両「宣言」に与えられた総体的評価の特色として、大きくは次の三点を指摘することができる。

第一に、1993年広島「宣言」は、「両『宣言』ともに評価する」並びに「広島『宣言』をより評価する」を併せて35名、11.3%の被験者より支持された。これは、1992年比8.1%の支持率の伸長であり、前年よりも高い評価を得た。とはいえ、ここで看過できないのは、支持率11.3%は、過去支持率最高であった1991年の49.5%にはるかに及ばず、また、1990年の15.9%にも劣るということである。

第二に、長崎「宣言」は、「両『宣言』ともに評価する」と「長崎『宣言』をより評価する」を併せると、242名、77.8%の支持率であり、例年同様、広島「宣言」を大きく凌ぐ高い評価を得たことが判明する。ただし、今回の支持率77.8%は、過去つねに90%を超える高支持率を得てきた長崎「宣言」(98.3% [1990年]→97.7% [1991年]→99.7% [1992年])としては、最低の支持率しか得るに至っていない。

第三には、「両『宣言』ともに評価しない」との見解を明らかにした者が50名、16.1%も現れたということである。これに関しては、「広島も長崎も、その内容から見て、果たして『平和宣言』の名に価するものと言えようか」(男子・2年次)、「私は両方の平和宣言ともに共感できない」(女子・3年次)などの記述が存在する。こうした評価が、過去三年間、ほとんど見られなかったことを考慮するならば、今次調査結果の最たる特色は、この種の意見の現出に認められる。

では、今次調査において、このように評価が多様化した要因はどこにあるのか、以下これについて分析を進める。ただ、被験者の意見は極めて多岐にわたっており、すべてを取り上げることは困難である。したがって、筆者らの考察も、被験者の主要着眼点を軸に進めざるを得ないが、たとえ少数意見であっても、特筆すべき見解については逐次紹介することとしたい。

Ⅲ 広島・長崎各「平和宣言」の評価点

(1) 広島「平和宣言」について

今次調査において、広島「宣言」に支持を与えた被験者35名の評価理由は、主として二つである。その第一は、核兵器廃絶を期限付で推進するよう求めたこと

であり、第二は、日本の加害責任に触れ、戦後処理問題の解決を訴えたことである。各点に着目した被験者数は表Ⅲ—1のとおりである（重複回答を含む）。

表Ⅲ—1

	実数	%
期限付核兵器廃絶	16	5.1
加害責任・戦後処理	22	7.1

(単位：名)

① 期限付核兵器全廃の要求

1993年1月3日、「第二次戦略兵器削減条約」(STARTⅡ)が、アメリカ・ロシア間で調印された。同条約は、戦略核弾頭を現在のおよそ三分の一に削減することを内容としており、軍縮史上、画期的内容であると言ってよい。ただ「核抑止力」論が核保有国の間でなお根強い現状において、ヒロシマ・ナガサキの念願である核兵器廃絶までには、さらに多くの障壁が存在すると言わざるを得ない。冒頭でも指摘した、同年7月東京サミットでの「核拡散防止条約」無期限延長の採択は、その好例である。

1993年広島・長崎「宣言」はともに、こうした現状に対して危惧の念を表明すると同時に、核保有国に対して、核実験及び核兵器の全面禁止を要求した。ただし、その廃止時期をめぐるっては、広島「宣言」が「期限付」を求めたのに対し、長崎は「速やかに」との若干異なる見解を示している。この点に関して、長崎よりも「具体的提案」「熱意が感じられる」とし、広島の方に賛意を示した被験者は16名、その主な見方は以下のとおりである。

「広島では『少なくとも今世紀のうちに、すべての核兵器を完全に廃絶するよう、期限をつけた目標を世界に示すべきである』と述べているが、具体的な目標があってこそ願いもかなえられるものであるから、この意見に強く賛成したい。長崎のように『速やかに』と言っても、これまで全然進展してこなかったのだから、現実味に乏しい」

(男子・2年次)

ただ、これに関連して付言すれば、例えば核抑止力の存在を指摘して、「核抑止力がまかり通っている現在、いくら期限をつけて撤廃しろと言っても無理であろう。長崎のように、たとえ抽象的であっても、一日も早く核のない世界を実現してほしいとの思いを、核保有国に伝えた方が有効ではないか」（男子・2年次）のように、広島「宣言」よりも長崎「宣言」を評価した者も5名存在した。

② 加害責任・戦後処理への言及

ところで、筆者らの過去三年間の意識調査において、1991年の広島「宣言」が、同「宣言」としては最も高い49.5%の支持を得た最大の要因は、それが「日本はかつての植民地支配や戦争で、アジア・太平洋地域の人びとに、大きな苦しみと悲しみを与えた。私たちは、そのことを申し訳なく思う」と、初めて日本のアジア侵略に対して反省の意を明らかにしたことにあった。そして、1992年同「宣言」が一転して評価を失墜させたのは、筆者らの調査結果に従えば、それが「過去の戦争や植民地支配で、わが国はアジア・太平洋地域の人々に大きな苦しみと悲しみを与えた」との歴史的事実の指摘に止まり、「1991年の反省をふまえて」いるとの理由で、重ねては反省の意が表明されなかったことに起因する。

今次広島「宣言」は、既述のとおり、若干ながら支持率を回復したわけであるが、その一つの要因は、1991年以来再び、アジア・太平洋地域への反省が表明されたことにある。宣言文には、「率直に反省する」との一文に加え、新たに「戦後処理問題」が盛り込まれ、同「宣言」を評価した35名のうち、22名がこれを支持理由として挙げている。以下は、その代表的回答例である。

「アジア競技大会開催を来年秋に控えた広島だからこそ、アジアの人々の日本に対する思いに、深い関心を抱くのは当然の事であり、アジア・太平洋地域の人々に苦難を与え、その心に今も深い傷を残していることを知り、それを率直に反省するのはいいことだ。そして、戦後処理問題を速やかに解決すべきだ。広島は被爆都市として世界にその名を知られているから、率先して核兵器廃絶に取り組むべきであって、本年の平和宣言からその強い意志表示が感じられるのはいいことではないか」
(男子・1年次)

「私が評価したいと思うのは、広島の平和宣言の中の『いまだに清算されていない、いわゆる戦後処理問題に速やかに決着をつける日本政府の決断が不可欠』という一節である。日本が過去を謙虚に反省してこそ、ヒロシマの世界化も達成されると思うからである」
(男子・2年次)

ただし、前記22名のうち16名は、さほど高く当該部分を評価しているわけではなく、下記のように、1992年よりは“一步”前進との認識に止まっていることを指摘しておきたい。なお、これが、長崎「宣言」と比較した場合に、どう評価されたかは後述する。

「私は広島宣言に共感を覚えた。広島でアジア競技大会が近々行なわれるためかどうか、その理由は明らかでないにしても、広島宣言には、アジア・太平洋地域の人々に対して、日本が加害者であったことの反省の念を込めて記していたからである。昨年は広島が、被害者としての広島を表現しただけで、ほとんど加害者であったことへの反省を欠いていたことを思うとき、これは一步前進と考える」
(男子・2年次)

以上が、広島「宣言」の主要評価点の概要である。ただ、これ以外にも、少数意見ながら、「心の荒廃という表現に共鳴したから」(合計8名)、「広島に住んでいるから」(合計3名)などがある。それぞれの代表的意見を一例ずつ掲げておきたい。

「広島宣言の『平和の創造を阻むものは、心の荒廃である』というところに、いたく感動した。たしかにその通りだ。私は、今年せっかく広島に来たのに、原爆資料館にまだ行っていなかった。忙しいというのではなく、これまで行ってみようという気持ちにならなかったのだ。私の心は荒廃している、そう反省して、7日に平和公園に行ってきた。こういう気持ちにさせてくれた、広島宣言に感謝したい」
(男子・1年次)

「私は毎日平和公園を歩いて大学に通っているが、平和公園に足を一歩踏み入れると、平和を祈る気持ちが自然とわきあがってくる。だから、私には広島の方が身近に感じられ、結果として広島『宣言』のほうにより共感を覚えてしまう」
(女子・1年次)

(2) 長崎「平和宣言」について

他方、長崎「宣言」が評価された原因は、それが、広島「宣言」には見られなかった、非核三原則の立法化および被爆者援護法の制定を訴えたことにある。ここに着目した被験者は表Ⅲ—2のとおりである（重複回答を含む）。

表Ⅲ—2

	実数	%
非核三原則	29	9.3
被爆者援護法	50	16.1

(単位：名)

① 非核三原則立法化の要請

長崎「宣言」は、1981年初めて宣言文中に「非核三原則」の文字を盛り込み、1985年からはその「厳守」を、さらに1989年からはその「立法化」を政府に訴えてきた。⁸⁾

広島「宣言」が初めて「非核三原則」に言及したのも1981年のことである。その後、1983年から一貫して、その「堅持」と「厳守」を訴え、1990年には「法制化」を求めるに至ったが、1991年、平岡市政が発足したのに伴い、市長の「平和宣言には具体的な要求は盛り込まない」との考えから、「非核三原則」の文字は削除され1993年に至る。⁹⁾

今次調査において、長崎「宣言」支持を表明した被験者242名のうち、29名が「非核三原則立法化」の盛り込みを支持理由として挙げた。当該被験者は次のように述べる。

「日本のプルトニウム大量蓄積に対して、周辺の国々が、核兵器の製造を心配するのは無理もない。それに応えるためには、非核三原則を法律として制定し、自ら核兵器を製造する意思のないことを世界に表明するべきだ。長崎宣言はアジアの立場に立って、このことをよく理解しており評価できる。それにしても、

なぜ広島宣言には、非核三原則という言葉がないのでしょうか」(女子・1年次)

「日本のプルトニウム蓄積問題については広島も長崎も同じ見解を示している。ただ、長崎宣言が日本の非核三原則に言及しているところが違う。つまり、長崎は日本人一人一人が出来ることから始めよう、核保有国を非難する前に、まず自分を正そうというのであろう。長崎宣言はアジアの人たちにも好感を持たれるに違いない」(女子・1年次)

広島・長崎両「宣言」がともに、口頭でも指摘した「プルトニウム蓄積」問題に触れているにもかかわらず、長崎側にのみ評価が集中した原因は、上掲記述にも現れているように、広島が「プルトニウムの国際管理体制」の確立を急務とするに止まっているのに対し、長崎が「アジア・太平洋の国々」の懸念をも配慮したうえで、非核三原則の立法化を要請したことにある。

② 被爆者援護法制定の要請

1993年、広島・長崎両「宣言」の、大きな内容的差異の一つは、広島・長崎被爆者の多くの宿願たる「被爆者援護法」(以下、「援護法」と略称)制定の要請の有無にあった。

従来、被爆者救済が、いわゆる「原爆二法」(「原子爆弾被爆者の医療に関する法律」[1957年施行]並びに「原子爆弾被爆者の特別措置に関する法律」[1968年施行])に基づく社会保障として行われてきたことは周知のとおりであるが、両「宣言」が、初めて被爆者の援護について言及したのは、「原爆二法」制定施行後の1979年のことである。すなわち、同年4月、国家補償の精神に立つ援護法制定を検討すべく、厚生大臣の私的諮問機関「原爆被爆者対策基本問題懇親会」(茅誠司会長。以下、「懇親会」と略)が設立されたのに伴い、「日本政府において、被爆者援護対策の基本理念と制度の見直しが始められたことに、われわれは大きな期待を寄せるものである」(広島)、「今こそ日本政府は……内にある被爆者への援護の手厚い施策を早急に構ずべきである」(長崎)と表明したのを嚆矢とする。¹⁰⁾

しかしながら、翌1980年に「懇親会」が提出した意見書は、戦争の犠牲は国民が等しく受忍しなくてはならないとする「受忍論」を説き、国家責任を否認、加

えて、他の戦争被害者とのバランスを理由に、原爆死没者の遺族への弔慰金と遺族年金も否定するという、広島・長崎の“期待”を完全に裏切る内容であった。以来、両「宣言」が一貫して、政府への要請項目の一つに、被爆者援護法の確立を掲げ続けてきたのはこのためであった。

にもかかわらず、1993年7月28日、広島市は、「宣言」骨子発表に当って、本年は「被爆者援護法」の文字を入れないことを明らかにした。被爆者団体はこれに反発、市に対して抗議を申し入れたが、行政側は「援護法となると、国内の被爆者だけに限定されてしまう。外国の被爆者も含めた、もっと広い視野からの援護対策をうたった」（平岡市長）、「宣言では、個別の政策要求など具体的に触れないというのが市長の考えである」（吉中康磨市長室長）との説明を行い、宣言文を改める考えのない方針を示した。¹¹⁾

さて今次調査において、長崎「宣言」の評価点として、「被爆者援護法」を挙げた者は50名であるが、被験者による回答の特色は、長崎「宣言」を評価すると同時に、いずれもが広島「宣言」に対して、下記のようなきわめて厳しい批判の声を寄せていることにある。

「なぜ『被爆者援護法』がないのか、これが私の広島の平和宣言に対する第一印象でした。広島の平和宣言は、援護法の制定を待ちわびている被爆者、遺族にとってあまりにも酷すぎます。彼らの期待をふみにじって、いったい何が平和宣言なのでしょう。いったい誰のための平和宣言なのか、私には分からなくなりました」
(女子・1年次)

「被爆者援護法は二度も参議院を通過したのに、いつも自民党が廃案に追い込んだ。しかし、その自民党政権が崩壊しようとしている。援護法を成立させる絶好のチャンスだ。それなのに、今年の広島宣言には、被爆者援護法の文字すらない。いったい何を考えているのか。今こそ、長崎と連帯して力を発揮するべきなのに」
(女子・2年次)

以上、上記調査結果を見るかぎり、前述の「外国の被爆者も含めた、もっと広い視野からの援護対策をうたった」とする平岡市長の考えは、被験者にはまったく理解されなかったと断ぜざるを得ない。この点について被験者らが批判的である要因については、長崎「宣言」との比較においてさらに考察を深めることとする。

IV 広島・長崎両「平和宣言」の支持率格差の要因

前節では、1993年広島・長崎各「宣言」が被験者より評価された点について考察を進めた。しかし、すでに指摘したように、例年と同様、今回もまた、広島「宣言」支持率（11.3%）と長崎「宣言」支持率（77.8%）の間には、極めて大きな格差が存在する。そこで、本節では、こうした格差を生じた原因について分析を行う。

広島「宣言」支持者と長崎「宣言」支持者とを問わず、多くの被験者が、両「宣言」を比較しつつ論じている点は、主に文体、言葉づかい、構成、記述の具体性および日本の加害責任への言及の五点であり、表Ⅳ－1はその評価状況である（重複回答を含む）。なお、文体・言葉づかい・構成の各点は、ともに「宣言」の形式面の相違と見ることができる。従って、ここでは、三点を一括して論じることとする。

表Ⅳ－1

	広島支持	長崎支持	合計
文体	1	74	75
言葉づかい	0	48	48
構成	0	31	31
記述の具体性	0	136	136
加害責任への言及	6	187	193

（単位：名）

（1） 「平和宣言」の形式面の相違—文体・言葉づかい・構成—

まず、文体の違いである。広島「宣言」は、1947年の第一回以来、「である」調を使用しているが、一方、長崎「宣言」は、1981年以降「子どもたちにも親しめて、平和教材としても活用できるように」との理由で、「である」調から「です・ます」調に転じた。¹²⁾ 過去三回の調査でも一様に、この相違に注目する例は確認されてい

るが、今次調査では一層多く、被験者のうち75名（23.8%）が指摘した。結果は、「広島『である』調の方が格調が高い」（男子・3年次）と回答した1名を除く、74名が長崎支持である。

「やはり長崎の宣言の方が親しみやすく、よりストレートに訴えかけてくる気がする。それは、長崎が『です』『ます』と呼び掛けているからである。広島『である』は、何か難しい教科書でも読まされているような気がして、ちょっと嫌気がさした。英語に翻訳すれば、たいした違いはないのだろうが、やはり国内の子供たちにも向けられているのだから、親しみやすさというのは、重要なポイントになると思う」（男子・3年次）

次に言葉づかいの相違であるが、ここに両「宣言」の差異を認めた48名（15.4%）は、全員が長崎「宣言」の支持者である。ちなみに、今回、長崎平和宣言起草委員会は、「平和宣言が教材に使われるよう、易しい言葉を使用するよう配慮した」と聞くが、下記の回答には、そうした配慮が有効に働いたことがうかがえる。¹³⁾

「長崎の宣言は一言一言が自然に耳に入り、一度読めば、大体的内容が理解出来るのに対して、広島の宣言は何度読んでも理解出来ない。原因は、広島の宣言の言葉が難しすぎるせいである。大学生の私ですらこうなのだから、子供はもっとそうなのではないか（もっとも私の国語力がたいしたことのないことも原因かもしれない）。平和宣言に、すべての国民に理解してほしいという願いがこもっているのだとすれば、いかにも官僚的作文である広島の宣言は、子供たちに対する配慮がなさすぎる」（男子・1年次）

「長崎の方が、語りかけるようになっていたので読みやすかった。広島の方は、昨年と同様、どうも難しいという感じを受ける。その証拠に、広島の方を読んでいて意味が分からなくなったとき、長崎の方を参考書のように使って読み進めていったからだ。だから、私にとっては広島宣言よりも、長崎宣言の方が共感できた」（女子・2年次）

第三に、構成の相違である。広島「宣言」は、これまで項目分けなしで一貫しているが、長崎「宣言」は、1989年以来、訴えの内容によって項目別に宣言文をまとめている。今回、31名、10.0%の被験者が、こうした形式上の相違を指摘し、それをもって長崎側の評価理由とした。

「広島市の平和宣言もいいことを言っているのだが、多くが主語が明確でないがゆえに、誰に対して言わんとしているのかが曖昧である。それに比べ、長崎市の平和宣言では、一から七まで項目に分けて述べており、そのなかで長崎市・市民のすること、今やっていること等が具体的に示されていて分かりやすい印象を受ける」
(男子・3年次)

「長崎市の宣言は、広島よりもかなり長文であるが、言いたいことが、1、2、3と整理され、工夫してあるので、意外とすんなり読むことができる。また、友達と感想を話し合ったりするのも便利だった。それに対して、広島の方は、文章は短いけれども、なにか全体がだらだらしていて、読みづらかった」
(男子・1年次)

(2) 記述の具体性

今次調査では、136名、43.7%の被験者が両「宣言」の差異として、記述の具体性を挙げているが、136名全員の見解は、「広島＝抽象的、長崎＝具体的」で一致を見た。具体的か否かという視点から、とくに被験者の注目を浴びた内容は、原爆被害の実相、および外国人被爆者援護に関する記述の二点である。以下は、各点をめぐる代表的見解である。

「広島宣言は、原爆の悲惨な実態を、『地獄絵図』の一言で済ませているが、これでいったい誰が原爆をイメージ出来るのだろうか。平和公園を訪れることの出来る人は限られており、世界にはそうした機会のない人の方が多いのだ。平和宣言が世界へ向けられているとするならば、原水爆の非人道性をもっと言葉を費やして、具体的に説明しなくては、反核・平和の思いも伝わらないと思う」
(女子・1年次)

「広島市の宣言は、文章全体が抽象的でほんとうにわかりづらかった。例えば、原爆や核実験の外国人犠牲者の援護について、長崎は『長崎・ヒバクシャ医療国際協力会』をつくり、援護を推進しようという具体的な目標を掲げているのに対して、広島はなんら具体的対策について述べていない。『物心両面にわたる画期的援護対策』とはどんなものか、具体的に示してこそ意味があるのではな

いか]

(男子・1年次)

とくに、後者の「外国人被爆者援護」との関連で、広島「宣言」の「内外の被爆者」という表現に対し、7名が以下のような疑問を記している。

「広島平和宣言の『内外の被爆者』の『外』とは、いったい誰を指すのでしょうか。直前に『隣国の朝鮮半島に住む多くの原爆被爆者』とあるから、おそらくこの方たちを指すのでしょうか。昨年は、具体的地名はまったく明記されなかったもので、朝鮮半島と書かれたのは前進と言えます。しかし、そうすると、中国や東南アジアの被爆者はどうなるのでしょうか。また、少し考えすぎかもしれませんが、『外』の被爆者には日系人被爆者も含まれるでしょうから、本当に外国人被爆者の援護を言っているのかどうかという疑いもあります。この点、長崎の宣言は、朝鮮半島に加えて『中国など』と明記したうえで、外国人被爆者の援護を訴えているので明快です」

(女子・2年次)

筆者らは、1990年の広島「宣言」で、援護対象が「朝鮮半島や米国等に在住する被爆者」と記されて以来、“海外”在住被爆者に関する表記の不明瞭さに注視してきた。例えば、1990年の「朝鮮半島や……」の場合、初めて外国人被爆者の援護を盛り込んだとしてマスコミから絶賛された同記述中、明確に外国人被爆者と判断され得るのは朝鮮半島在住被爆者のみであり、米国在住被爆者とは、日本で被爆し、その後米国へ渡った日系人にはかならない。¹⁴⁾こうした外国人被爆者と日系人被爆者の安易な併記が、大きな誤解を招いたことは、筆者らの調査でも明らかであった。にもかかわらず、翌1991年の同「宣言」でも、やはり「朝鮮半島や米国など海外在住の被爆者」とほぼ同じ表記が踏襲された。1992年に至っては、ただ「外国に住む原爆被爆者」との表現に変わり、具体的地名は一切省略されている。そして、これに対して、「外国とはどこの国か」との疑問・批判の声がより多くの被験者から寄せられ、同年「宣言」が前年に比して後退と認識されていることが明らかとなった。

とすれば、今回「宣言」中の援護対象者たる「内外の被爆者」という表記が、上掲女子・2年次生による回答例の如き疑問を生じせしめるのは、前三回の調査結果に照らしても当然で、前記7例の回答には、「被爆に至るまでの経緯がまったく違う日本人被爆者と外国人被爆者を一括するのはどうか。広島はなぜ外国人が

被爆しなくてはならなかったのか、もっとよく考えるべき」(男子・3年次)との強い批判の声も認められた。さらに、「広島宣言は外国人被爆者の援護をまったく訴えていない」(男子・1年次)と記した者も18名(5.4%)存在しており、1993年の表記も改善されたとは言い難い。ちなみに、長崎「宣言」の援護対象に関わる表記については、疑問・批判を提示した者は1名も存在しない。

加えて、広島「宣言」の抽象的表現として、文末に使用された「ヒロシマの世界化」との字句が指摘され、18名が下記のような疑問を明記している。¹⁵⁾

『『ヒロシマの世界化』という表現を見たとき、私はほんとうに感動しました。しかしよく考えてみると、ヒロシマの世界化とはなにか、という素朴な疑問がわき起こってきました。たしかに、たいへん耳ざわりのよい言葉ですが、その具体的な内容が伝わらないようでは、意味がありません。意味も分からず感動していた私は軽率でした」
(女子・2年次)

(3) 日本の加害責任への言及

1993年広島「宣言」が、1991年以来再び、日本のアジア侵略について反省を明記したこと、それゆえに1992年よりも支持率を伸長したことは既述のとおりである。

しかしながら、その広島「宣言」も、長崎「宣言」に記された加害責任の表明の仕方と比較した場合、ほとんど支持を得るに至っていない。この差異に着目した被験者193名(62.1%)のうち、広島支持を表明した者はわずかに6名で、残り187名はすべて長崎により高い評価を与えている。この点についての被験者の記述内容は、以下に紹介する二例に代表されると言ってよく、おおむね過去の意識調査結果と大差は認められない。

「あえて言えば、長崎宣言に共感を持つ。なぜなら、日本の過去の残虐行為に触れ、戦後処理、外国人被爆者の援護を出しているからである。広島宣言が反省の意を表明したことは一応評価出来るとはいっても、具体的に何について反省しているのか明らかでなく、果たしてどれだけ真摯な反省なのか、はなはだ疑問が残る」
(男子・1年次)

「広島宣言はアジアに対する戦争の加害を認めていますが、犠牲者の援護・

補償について具体策が全く示されていないので真実味が感じられません。一方、長崎宣言は、強制連行など具体的事実にも触れており、また外国人被爆者の援護についても具体策を打ち出しています。これは、長崎が自らもアジアの一員であることを強く自覚し、積極的にアジアと連帯・友好の絆を結ぼうとしているためでしょう。なにか口先だけの印象を受ける広島宣言より、長崎宣言の方に共感を感じました」
(女子・2年次)

これに加えて、今次調査結果の特色は、1994年秋、広島で開催されるアジア競技大会との関連で、今回の広島「宣言」の反省表明のあり方を論じているものが少なくないことである。「もしアジア大会のために反省したのであれば、真の反省とは認められない」(男子・3年次)と、同種の意見を述べた者が32名、10.3%おり、以下の回答に彼らの見方がよく現れている。

「広島平和宣言に『広島でのアジア競技大会開催を来年秋に控え、私たちはアジアの人々の日本に対する思いに深い関心を抱いている』と述べられている点に、正直言って驚いた。単なるアジア大会と、平和宣言と何の関係があるのか。ましてやアジア大会のために、アジア諸国に反省の気持ちを表したとすれば、欺瞞以外のなにものでもない」
(女子・3年次)

「結局、広島はアジア競技大会を来年に控えているため、アジア全体に対して一応の言い訳をしたに過ぎないのではないだろうか。アジア全体について触れたといっても、具体的な事例が挙げられているわけでもないし、その場しのぎの宣言のような気がする。長崎では、外国人被爆者への援護を優先課題に挙げているが、広島は国家に対して『戦後処理』の決着を要請しているに止まっており、このことにも広島のアジアに対するよそよそしさのようなものを感じずにはいられない」
(男子・2年次)

すでに指摘したとおり、1993年広島「宣言」の支持率が低く止まったのは、ひとえにこの“反省表明”に起因する。この点について、1991年と比較検討するならば、1991年「宣言」には、初めて日本のアジア侵略に触れた画期性があったこと、また「申し訳ないと思う」との表現が、具体的に日本の加害事実を挙げず、それゆえ抽象的な反省に過ぎないとの印象を与えたという問題があったにせよ、今回の「率直に反省する」よりも、その言葉づかひの点で好感を持たれたことの二点が、

両調査結果の落差を生じせしめている。

さらに、同「宣言」の支持率は、「ただ被害者の立場からのみ訴えているに過ぎない」（男子・2年次）との強い批判を浴びた、1990年のそれにも及ばない。これは、1990年調査で少なからず認められた、「戦争の思かさ、平和の尊さをよく訴えている」（女子・1年次）・「世界の恒久平和を願う宣言だと思う」（男子・2年次）など、「広島『宣言』に反核・平和の意志を感じ取ることができる」とする回答が、今回、激減したことに拠る。

V 広島・長崎両「平和宣言」不支持率増加の原因

冒頭でも述べたとおり、1993年広島・長崎両「宣言」の評価の最大の特徴は、過去皆無に等しかった「両『宣言』ともに評価しない」との評価を明示した者が、50名、11.6%を占めたということにある。そして、その主たる原因は、両「宣言」が、いわゆる「PKO問題」へ一切言及しなかったこと、ならびに長崎「宣言」のアジア・歴史認識が過去に比して後退したこと、この二点にあることが判明した（表V—1参照、重複回答を含む）。

表V—1

	実数	%
PKO問題への不言及	27	8.7
アジア・歴史認識の後退	39	12.5

（単位：名）

（1） PKO問題への不言及

1992年8月10日、国連平和維持活動協力法（PKO法）が施行されたのに伴い、同年9月17日、カンボジアでのPKO活動に参加する陸上自衛隊施設大隊34名、

海上自衛隊の海上輸送補給部隊389名の計423名が搭乗した、輸送艦「みうら」「おじか」、補給艦「とわだ」の三隻が、広島県呉市海上自衛隊呉基地から出航した。また、1993年3月には、モザンビークへの自衛隊派遣も閣議決定されるなど、PKO活動が活発に展開されるに至ったが、こうした一連の動きが憲法第九条の解釈をめぐる、物議を醸したことは周知のとおりである。

そして、今次調査において27名の被験者が、広島・長崎両「宣言」とともにPKO問題に触れていないことに注目し、これを理由に、両「宣言」への不支持を表明した。以下の回答にはそうした被験者の意見がよく現れているが、1992年調査においてこれに着目した6名の批判にもまして論調は極めて厳しさを増している。

16)

「二つの平和宣言は、現に日本国憲法が掲げる不戦の理念が破られ、踏みにじられている現状、すなわちPKO法成立に象徴される海外派兵への危惧についてはまったく触れようとしていない。これで『平和宣言』の名に値するであろうか」
(男子・4年次)

「長崎の『日本国憲法の平和希求・戦争放棄の精神の世界化』という表現は、『広島宣言』同様、現状を無視している点が問題である。PKO法が成立し、自衛隊海外派遣を行った今、憲法の平和希求・戦争放棄の精神はあいまいになった。こうした現状がアジアの人々に大きな不安を抱かせているという現実を目を背けて、どうして『恒久平和の構築をねばり強く国際世論に訴え』ることができようか。現状認識を欠いたこの表現が、広島はもちろん、長崎にも共感しきれない要因である」
(女子・1年次)

「私は、今年、二つの平和宣言がどのようにPKO問題に触れるかに注目していた。私はPKOは絶対に違憲であると思う。だから、『平和宣言』でもそうしたことが言われると思って期待していた。ところが、驚いたことに、両方ともPKOについて立場を明確にすることを回避してしまった。平和を訴える両市が、なぜ自衛隊の海外派兵は反対と言えなかったのか。正直言って、私は平和宣言に共感するどころか、広島にも長崎にも幻滅してしまった」

(女子・1年次)

付言すれば、上記回答にも見られるとおり、該問題に注目した27名は、「PKO

法＝違憲」との見解で一致している。したがって、今次長崎「宣言」の「日本国憲法の平和希求・戦争放棄の精神の世界化」との訴えは、例年であれば、「憲法遵守の立場を明確にした」と評価されてきたところであるが、今回、PKO法に言及しなかったことによって、被験者に“矛盾”を指摘され、評価を落とす一因となっている。

ちなみに、広島「宣言」は、1989年「日本国憲法の平和主義の理念に立ち返り」と述べ、爾来、「日本国憲法の平和主義の理念に基づき」（1990年）、「日本国憲法の平和理念を遵守し」（1991年）、「日本国憲法が掲げる不戦の理念を守り」（1992年）と、ヒロシマの憲法遵守の姿勢が盛り込まれてきたが、1993年「宣言」からは「日本国憲法」の一語は欠落した。今回、広島「宣言」に「憲法」の文字が見当らないことを指摘した被験者は12名であるが、彼らが、同「宣言」に不支持を表明していることは言うまでもない。

なお、1992年同「宣言」の「日本国憲法が掲げる不戦の理念を守り」との訴えは、各新聞の大見出しを飾るほど、マスコミから絶賛された。¹⁷⁾とすれば、今回の変化はマスコミからも注目を浴びて然るべきであったが、筆者らの知るかぎり、これを論じたものは一つもない。「宣言」に対して、けっして批判的な目を向けようとしない、マスコミの報道姿勢の一端が如実に現れている。

（2） 長崎「平和宣言」のアジア・歴史認識の後退

ところで、過去三回の調査において、長崎「宣言」はとくにアジアに対する謝罪・反省表明では、つねに広島よりも格段に高い評価を得、被験者より不満を述べられたことは、皆無に等しかった。ところが、今次調査においては、「長崎宣言のアジアに対する反省はなにか物足りない」（女子・2年次）など、長崎「宣言」に不満の声を寄せた回答が39例（12.5%）現われている。従って、「長崎『宣言』を評価する」者の減少と、「両『宣言』ともに評価しない」者の増加という結果を見るに至った最大の原因はここにある。

長崎「宣言」が、一部被験者の間に、上記「物足りなさ」を感じさせた第一の原因は、それが、広島・長崎に原爆が投下される以前の日本の加害の歴史について

てほとんど触れなかったことにある。具体的には、例えば、1992年同「宣言」の場合、第一項目は「我が国は韓国併合の後、日中戦争、太平洋戦争へ突入し、広島・長崎の原爆で敗戦となりました」という一文で始められていたが、1993年はこれが全文削除されている。

この削除の影響は、第一に、「韓国併合」「日中戦争」「太平洋戦争」などの文字の消失により、日本がアジアを侵略した史実ばかりか、その時期・期間も不明確となり、被験者に「具体性を欠く」との印象を与えたことにある。それは次の回答に見てとれる。

「長崎の平和宣言では、中国人や朝鮮人の強制連行について触れてはいる。しかし、今年の宣言に見られた『日中戦争』『太平洋戦争』などの言葉は省略されている。私自身がこれまでに知りえた日本軍の残虐行為を思うとき、何か具体性に欠けているように思えてならない。結局、広島『宣言』より数段すぐれている長崎『宣言』にしても、アジアについて触れた部分は抽象的だということである」
(男子・2年次)

また影響の第二は、従来の長崎「宣言」を特色づけていた、広島・長崎に原爆が投下された原因を日本の加害に求めるとの歴史認識が、曖昧になってしまったことである。例えば、例年であれば多数見ることの出来た、「長崎の宣言はまずアジアへの侵略を加害者として反省している。ここには日本がアジアに侵略したから、広島・長崎に原爆が落とされたという、ナガサキの歴史観がよく現われており、これはヒロシマには見られない、正当な歴史認識だと思う」(女子・1年次)との見解は、今回、この回答を含めてわずかに二例を見出すのみである。

さらに、今次長崎「宣言」をして「物足りなさ」を感じさせた原因の第二は、宣言文から「謝罪」の一語が消えたことである。以下の諸回答には、そのことから来る被験者の、長崎「宣言」へのイメージの顕著な後退を看取することができる。

「今回の広島と長崎の平和宣言を読んでいると、アジア諸国に対しての考え方が、あまりにも希薄ではないかと思う。確かに原爆の恐ろしさは計り知れないものであろう。しかし、戦争を自ら発動し、その中で日本国の取った行為は紛れもない事実であり、消すことのできない過去である。日本国がアジアの国土を侵し、人々の生命までも奪ったこと、そしてその数が原爆で亡くなった日

本人をはるかに上回ることは、決して否定できない。原爆を肯定するわけではないが、もし原爆が落されなかったならば、より残虐な行為を続けていたかも知れない。この可能性を誰が否定できようか。両宣言は、もっと過去の問題に立ち返り、謝罪の気持ちを明らかにすべきだと思う」 (男子・2年次)

「今回の平和宣言が、ともに過去の歴史に言及していることは確かである。まず、長崎宣言は具体的に書かれており、改めてひどいことをしたんだなと思うが、今一步謝罪への強い意志が感じられない。これに対し、広島宣言の中では、『率直に反省する』という言葉が見られる。これは長崎のものよりも一步踏み込んだように思えるが、果たしてそうだろうか。いずれにしても、私はやはり言葉でいくら並べても、実際に行動や態度で示さなくては意味がないと思う」

(女子・2年次)

これからも長崎「宣言」におけるアジア・歴史認識の後退が、両「宣言」への支持率低下を招くに、大きく影響していることは明らかである。

ここに、興味深い少数意見が存在する。それは、各記述者の立場を反映して、以上に指摘した見解とはまったく異質なものである。参考までに三例を掲げておきたい。

「私は、母が二歳のときに被爆した、被爆二世である。したがって私たち家族にとって原爆はけっして過去の問題ではない。母は毎年健康診断を受けるが、その結果が出るまで、私たち一家はほんとうに脅えながら生活しているのである。

『母が原爆症におかされたら、死んだらどうしよう』と。広島・長崎の平和宣言は、どちらもただの綺麗ごとであり、こうした私たち被爆者の苦悩はまったく反映されていないと思う。『あなたたちは本当に原爆を分かっているのか。今なお原爆の後遺症におびえながら毎日生活している人々の気持ちが分かるのか』と叫びたくなる」 (女子・1年次・被爆二世)

「日本人の軍隊が中国や朝鮮や台湾やパプアニューギニアなどの国を侵略した事は私がパプアニューギニアの人なのでよくわかります。平和宣言は本当にアジアの国々にあやまったのかどうか？口であやまっても心の中で本当にあやまっているのかどうか私たち外国人から見ると信じられない」

(男子・2年次・パプアニューギニア留学生)

「今、改めて長崎・広島両平和宣言を読んで見ましたが、どうしても共感というような感情は湧いてきません。無理ありません。そこには、反省、別の言い方をすれば、後悔という心がどこにも見当らないからです。果たして被爆遺族者やアジア近隣諸国の人々は、日本と日本人を心から許しているのでしょうか。決してそうでないと思います。自分は沖縄出身なのでなおさらです。一度は、日本から事実上捨てられたのですから。少なくとも、気持ちだけでも、アジア周辺の人たちの心の痛みは、実感に近いものとして感じられます。自分が広島に来て感じたのは、『日本には沖縄もある』という認識の薄さです。日本の捨て石となって、米軍、そして日本軍によって殺害された住民、その中には、15歳以下の女の子も、多数含まれていました。今も、沖縄本島の4分の1は東洋一の米軍基地によって占められ、県民は苦しめられています。その事は忘れて欲しくありません。被害者は日本の中にもいるという事も」

(男子・1年次・沖縄出身)

VI 歴史教育・平和教育の問題点—大学生の平和認識の実状をとおして—

ここまで、1993年に発せられた広島・長崎両「宣言」の主な差異を検討してきたが、本節では、今次調査より明らかとなった本被験者の、歴史認識並びにアジア認識の実状について触れておきたい。

まず注目したいのは、広島「宣言」の一節、「日本がかつての植民地支配や戦争でアジア・太平洋地域の人々に苦難を与え、その心に今も深い傷を残していることを私たちは知っており」の表記に着目した被験者17名が、異口同音に以下の如く述べていることである。

「広島での平和宣言には、『日本がかつての植民地支配や戦争でアジア・太平洋地域の人々に苦難を与え、その心に今も深い傷を残していることを私たちは知っており……』とある。しかし、『私たち』とは誰なのか。いったいどれだけの人が日本のアジア侵略の歴史を知っているというのか。少なくとも私は知らない。たぶん私と同世代の青年も同じだろう。私が日本とアジアの不幸な歴史を知っ

たのは、この授業を受けてからである。今年、広島に来てこの授業を受けるまでは、日本は戦争の被害者だとばかり思っていた。小・中・高ではそう習ってきたのだから」 (男子・2年次)

すなわち、彼らは、自らの、日本のアジア諸国に対する加害の具体的諸事実への不理解ゆえに、広島「宣言」に使用された一表現「知っている」の不適切さを指摘するのである。

では、彼ら被験者のアジア認識の実際とはいかなるものか。前記「アジア史」受講生333名を対象に、第一回目の講義（1993年4月22日及び29日）において実施した小テストの結果には、その一端が示されている。設問は、「創氏改名」「十五年戦争」「8・6」「8・15」「N I E S」の五項目について簡潔な解説を求めたもので、所要時間は20分であった。同テストの結果は、VI-1（学年別・男女別内訳）及びVI-2（正誤率）のとおりである。¹⁸⁾

表VI-1

	男子	女子	合計
1年生	99	95	194
2年生	66	59	125
3年生	9	3	12
4年生	2	0	2
合計	176	157	333

(単位：名)

表VI-2

	正解者	不十分	誤答者
創氏改名	61 (18.3%)	142 (42.6%)	130 (39.0%)
十五年戦争	70 (21.0%)	134 (40.2%)	129 (38.7%)
8・6	296 (88.9%)	12 (3.6%)	25 (7.5%)
8・15	242 (72.7%)	61 (18.3%)	30 (9.0%)
NIES	51 (15.3%)	120 (36.0%)	162 (48.6%)

(単位：名)

各項目の回答状況について、若干、説明を補足する。

まず、「創氏改名」では、272名(81.1%)が、解答が不十分であるか誤っていた。

誤答者の大半を未記述者が占めるが、中には、「日中戦争時に日本が中国・台湾で実施した」との誤認、或いは「姓をつくり名を改めること」と漢字から意味を類推している例も少なくなかった。

次に「十五年戦争」でも、不十分な解答や誤答を記した者が263名（79.0%）存在する。うち「日本と中国の戦争」のみで、時期・発端が明記されていない等の解答不十分な者が134名（40.2%）を占めるほか、未記述者やただ「15年間続いた戦争」とのみ記した者、「盧溝橋事件」を発端事件とする誤認、或いは「朝鮮戦争」「ベトナム戦争」とする誤答例も多数見られた。

「8・6」では、296名（88.9%）と多数の正解者を得たが、「広島」と明記していない解答の不十分な者12名（3.6%）や、未記述者・「分からない」とする者を含む誤答者25名（7.5%）の存在も明らかとなった。

また「8・15」でも、242名（72.7%）が正解を記している。しかし、単に「終戦の日」「終戦記念日」とのみ記している解答不十分な者が61名（18.3%）存在し、誤答者には、未記述者のほか、「天安門事件発生の日」や「中国政府が対華二十一箇条要求を受諾した日」と誤認している者も少なくない。

最後の「N I E S」の場合、解答が不十分であるか誤っている者が282名、全体の84.7%を占める。うち、「新興工業国」とした者、或いは「東アジア地域」等の具体性を欠く、解答不十分な者が120名、36.0%で、誤答者には「経済機構」「共同体」「グループ」としている例が多い。なかには「東南アジア製品」「韓国製品」等と誤認している者もいる。

本結果から判明することは、現代の若者における日本の近現代史、とくにアジア諸国との関係史への無知である。要するに、「8・6」「8・15」といった戦争終結に関わる事項についての認識は一応持っているが、日本の加害事実に関する知識やアジアへの現状認識が極端に低く、記憶も正確でない。また、「8・6」「8・15」にしても、100%の正解率を得られないのが現実である。これが、今次調査に関わった被験者の、4月段階でのアジア・歴史認識の実状であった。

それからおよそ四か月を経て、彼らの多くが自らの無知を自覚するまでに成長を遂げたことは、これまで引用してきた回答例の記述内容からも明白である。今次調査において、受講開始時点での認識の低さを自ら認めている例は、何も上記

「知っており」に着目した17名に留まるものではない。近代日本とアジアとの関係史について、「この講義を受けて初めて知った」と明記した者は167名、53.7%に達する。しかも、彼らの記述には一様に、小学校以来の学校教育を振り返って、それへの疑念を露わにしている点が認められる。これに関連して三例を掲げる。

「私は何を習ってきたのだろう。平和宣言を読み、考え込まずにいられなかった。これまで、日本がアジアで行ったことを全然知らなかった。どうして先生は教えてくれなかったのか。なぜ教科書に書いてなかったのか。日本の教育はどうなっているのか。私たちは無知このうえない。だから、広島宣言のように『知っている』などというのは、とんでもない話だ。平岡市長は、若者の現状を全然分かっていない。どうして、謙虚に『事実を明らかにし、知るよう努力する』と言えなかったのか」
(女子・1年次)

「広島も長崎も、若者に向かって『戦争の歴史を学べ』と言っている。たいへんすばらしいことだ。我々の世代は、戦争についてほとんど知らないのだから。ただ、問題は、どういう戦争の歴史を学ぶべきなのか、それについて両宣言は明らかにしていない。僕が高校まで受けてきたような、アメリカに原爆を落とされた、あわれな戦争被害者としての日本史を学ぶのか。それも必要だ。しかし、それと同時に大切なのは、加害者としての日本史だ。いまの教育にはそれがない。広島・長崎両市は、政府にいろいろと要求するのでもいいが、どうして『真実に基づく歴史教育を』と文部省に呼び掛けられなかったのか。それこそ、戦争と原爆を語り継ぐために、必要なのに」
(男子・1年次)

「日本の教育は偏向しすぎだ。僕が高校までに使った教科書には、日本がいかにアジアの人たちを傷つけたか、ほとんど書いていなかった。先日でも家永裁判の判決があった。詳しい内容は分からないが、僕の体験から言っても、日本の教科書はおかしすぎる。僕は将来中学校の教師になるつもりだが、そのときは教科書の間違っている部分、不足している部分は、僕の責任で補っていこうと思う。そのためにも、日本の過去の歴史をもっと、この授業で勉強していきたい」
(男子・2年次)

そして、「宣言」を今回初めて読んだ者が少なくとも53名(17.2%)存在する、今次被験者の実状を想起するならば、上述のような歴史認識の不足をもたらした因は、

被験者本人よりも、むしろ今日の歴史教育および平和教育のあり方に求められるべきであろう。

例えば、1993年6月20日、広島大学で開かれた座談会「ヒロシマ・ナガサキの課題と展望」(司会、小林)において、江口保氏(ヒロシマ・ナガサキの修学旅行を手伝う会)は、「やはり教師の熱意、工夫などによって子供たちは、“変革”するのです。ところが、最近思うのは、生徒に平和教育を施すまえに、まず教師を教育する必要があるのではないかということです。たとえば、修学旅行生を引率されてきた先生が、ヒロシマ・ナガサキについて何も知らない。先生方は『広島に行って、被爆者の話を聞けばよい』と安易に考えているらしく、自らは全然、事前学習をしていないのです。私も中学校の教師でしたから、こうした教師のあまりの不勉強ぶりには、「ときに怒りを感じることもすらあります」と語り、平和教育を担当する教師の側の主体性の欠如と自覚のなさを指摘している。

さらに同席上、沼田鈴子氏(ヒロシマを語る会)もこれを受け、「私もそう感じることがあります。ただ、先生方が何を勉強したらいいか分からないということもあると思います。ですから、そういう場合には、私たちから進んで指針を示してあげなくては」と述べ、現行の平和教育に明確な目的と具体的方法が欠如しているのでは、との危惧を表明している。¹⁹⁾両氏の意見は、いずれもが、広島への修学旅行を引率する、日本全国の小中高教師との直接の交流から得た実感である。

ところで、1993年の被験者には、前記「アジア史」に招かれた沼田鈴子氏の、被爆体験に基づく証言に強烈な印象を覚えた旨を記した者が少なくない。²⁰⁾

「私は長崎出身である。だから、平和の授業で、被爆者の方のお話を聞く機会も何度となくあった。子供の頃は、『なんて可哀想な人なんだろう』『戦争はいけない』と強く思ったものだ。しかし、何度も聞くうちに、感動は無くなり、失礼だが『またか』と思うようになった。私の心はマヒしていたのである。だから、この授業でも、小林先生から『来週、被爆者の方をお迎えます』と聞いたとき、『また同じ話を聞かされるのか』と少々嫌気がさした。しかし、そうではなかった。こんな話は聞いたことがなかった。まさか、被爆者の方の口から、『私も日本軍国主義に加担した、加害者の一人です』という言葉を聞こうとは思ってもしなかった。また沼田先生はこうもおっしゃった。『知らないということ

ほど、おそろしいことはない』と。その通りだ。自分はこれまであまりにも無知だった。アジアの人々に、長崎と広島に被爆者の方々に恥ずかしくてならない。沼田先生のお話には、私の心はゆさぶられ、初めて日本人の愚かさ、戦争の残酷さ、原爆のむごさを知ったような気がする。戦争は昔話ではないのだ」

(女子・1年次)

本「アジア史」では、ここ数年、このように被爆者・平和運動家等を招き、個々の体験を聴く機会を設けている。さらに、複数の教官・教員によって担当される総合科目「戦争と平和に関する総合的考察」(1, 2年次生対象)における講義内容の一つ「中国への侵略と戦争責任」(1993年12月13日, 20日実施, 小林担当)では、スライドを利用し、学生の視覚に訴えるよう配慮している。この講義は、「軍都広島」に始まる日本の侵略史実の検証をとおして、「広島になぜ原爆が落されたのか」を感得させることを主眼としているが、以下、学生の受講後の感想である。

「南京大虐殺のことは前々から知っていましたが、これ程詳しい説明を受けたのは初めてです。話に聞くことはあっても、写真などの資料を目にすることは今までありませんでした。こうした大切なことを教えてくれなかった学校教育に怒りを感じます。同時に、自ら学ぼうとしなかったことを反省します。教育の大切さ、学問の大切さ、南京の事実を伝えていく大切さ。忘れたくありません。忘れません」

「ショックな授業でした。戦争とは、人間とは、歴史とはいったい何なのだろうか。今までで最も真剣に考えたような気がします。失望していた広島大学にも先生のような広島らしい授業をしてくれる先生がいてホッとしました。先生は再三『遅刻はしないように』と言われましたが、遅刻の多い原因は、意義のある授業をしてくれない、つまらないこの大学にもある気がします」

今日、大学生ら若者をして覚醒せしめることは、必ずしも容易でない。しかし、以上に挙げた諸記述に、彼らの「被害と加害の複合的自覚」への萌芽を確認することは可能である。²¹⁾要は、日本の加害、アジア侵略を軽視した現行の歴史教育・平和教育のあり方が問題なのであり、その方法如何によって、学生は変わり得るものであることを、本調査結果は示している。

Ⅶ 結語—広島・長崎平和行政の課題—

以上、1993年広島・長崎両「宣言」に関して、今次意識調査の結果を、過去の調査結果と比較・検討することを軸に考察してきた。本考察から判明した、両「宣言」に与えられた評価の特色は、以下の三点にまとめることが出来る。

第一に、広島「宣言」は、主として、過去の日本のアジア侵略に対する反省の意を、1991年以来再度表明したことにより、1992年に比べれば若干高い評価を得たということである。しかしながら、1991年の支持率を大きく下回ったことも事実で、結局1993年の“反省表明”は、1991年のそれには匹敵し得なかったということになる。また、支持率が、1990年にも劣るのは、宣言文全体に込められている反核・平和の意志が、1990年ほど被験者に強く伝わらなかったことに拠る。

第二は、過去三回の調査結果と同じく今回もまた、長崎「宣言」が、広島「宣言」に比して圧倒的な支持を獲得したということである。これは、長崎の方が、文体・言葉づかい・構成等の形式面の工夫、記述の具体性等の点で、より理解しやすいと被験者に判断されたことが一因である。しかしそれ以上に、長崎側が、本調査で一貫して注目している同「宣言」の特色＝“アジア侵略への反省”を、今回も広島に比して、より明確に打ち出していたからにほかならない。

ただ、長崎「宣言」に関して言及されるべきは、1993年「宣言」への評価が、例年に比べ著しく低落している点であり、これが第三の特色である。今次調査で増大した両「宣言」不支持者16.1%は、すなわち長崎「宣言」不支持者を意味するが、これは1990年に0.7%存在して以降、消失していた評価である。今回、両「宣言」不支持者がかくも増加した理由は、PKO問題への不言及、並びに長崎側のアジア・歴史認識の後退の二点にある。

そして今次調査では、両「宣言」の課題ばかりでなく、被験者のすべてではないにせよ、彼らが、よく自己の歴史・平和認識の不十分さを自覚し、「宣言」の細かな問題点にも着眼できる能力を有していることも併せて判明した。少なくとも学習・考察の機会を与えられさえすれば、その能力を発揮することの可能であることは、本稿で挙げた諸記述が示すとおりである。

以下、本稿を終えるに当たり、若干の私見を述べてみたい。

第一に、広島「宣言」が、いったい市民の声を集約し得ているか、ということである。市長が市民の代表である以上、「宣言」を読み上げる市長は、市民のなかの多数派の声を代弁する義務を負っていることは言うをまたない。

長崎では、1981年以来、市長を会長とする平和宣言起草委員会を組織し、学者・弁護士・被爆者等のメンバーによって、宣言文をめくり数度に渡る討議が重ねられている。しかも、その作成過程は完全にマスコミに開放され、また1992年からは事前に市議会へもその骨子が提示されており、出来るかぎり“市民”の「宣言」とするよう配慮されていることが分かる。²²⁾他方、広島「宣言」の起草は、原則として市長及びその側近で進められ、市民は原爆忌直前の記者会見まで、その骨子すら知ることが出来ない。²³⁾

こうした「広島＝非公開、長崎＝公開」の起草過程の相違がもたらす影響は、筆者らの調査で、つねに長崎「宣言」が高い評価を得、広島「宣言」のそれが低迷し続けていることから明白である。実際、広島「宣言」には、少なくとも筆者らの調査結果に応じた被験者の意見の本質部分は反映されていない。例えば、被験者が一貫して希望しているのは、長崎に倣った具体的な理解し易い「宣言」であるが、既述のとおり、ここ数年、「平和宣言には具体的な要求は盛り込まない」との市長の考えから、ますます抽象性を増している。

さらに、広島市が密室裡に「宣言」の起草を進めている現状について、今次被験者はもとより、市民からも不信・不満の声が少なくない。次に紹介するのは、前記座談会における故山本真理子氏（第九条の会ヒロシマ）の発言である。²⁴⁾

「どうしてそんなにマスコミ・市民を排除しなくてはならないのでしょうか。

『平和宣言』は、広島市民の『宣言』ではありませんか。私も個人的に『宣言』の相違に関心がありまして、一昨年と昨年、仲間を集めて二つの『宣言』の読み比べを行ったのですが、その結果も、やはり『長崎の方がいい!』ということとで一致しました。ですから、小林先生の調査結果は、ただ学生だけの意識ではなく、もっと広く世論を代表しているように思われます。このままでは『平和宣言』が市民から見放されてしまうのではないかと心配です」

しかも、今回、宣言文中からの「被爆者援護法」の削除について、被爆者団体から抗議の声が上がったことは既述のとおりである。筆者らが、広島「宣言」に

疑問を感じるゆえんがここにも存する。

私見の第二は、「宣言」を発することに伴う広島・長崎両市の義務に関してである。

今回の調査で、「宣言内容を実行することこそが大切」（男子・1年次）、「いかなる美辞麗句よりも、着実に足元の問題を解決していくことが重要」（女子・1年次）と述べた被験者は31名に上る。彼らが「内容の実行が肝要」との意見を発するのは、両市の平和行政のあり方ゆえにほかならない。

まず広島市に関しては、上記31名のうち22名が、未解決課題として、1990年以來の懸案事項＝「韓国人原爆犠牲者慰霊碑」移設問題の存在を挙げた。同「移設問題」の経緯の詳細については別稿に譲るが、該問題に一向に進展の気配が認められない状況下、マスコミ等の報道・追及が無に等しい一方で、彼らの見方にはなお厳しいものがある。²⁵⁾

「日本政府に戦後処理を求める前に、まず広島は韓国人慰霊碑の平和公園内移設を実現するべきである。それだけでなく、広島の訴えは、反省、謝罪といったところで、全然説得力がない。本当に、いつまで差別の象徴を放置しておくのか」（男子・1年次）

「今年もまた、韓国人慰霊碑は平和公園のなかに移されなかった。以前、平岡市長は『すぐに平和公園内へ移設する』と言ったと思うが、今年も実現しなかった。おかしいのは、平和宣言がこれについて全く述べなかったことである。大きな理想を語るのもよいが、どうしてまず足元の問題を見つめ、解決しようとししないのか。私はこの碑を見る度に、胸が痛んでならない」（女子・2年次）
ことは、ひとり広島市に限ったことではない。とりわけ1992年4月以來、マスコミ等で取り上げられている中国人被爆者問題への対応は、広島・長崎両市に共通の課題である。被験者による下記記述でも、広島の前記「移設問題」への問題提起に加える形で、広島・長崎両「宣言」におけるこの問題への不言及に対して指摘がなされている。

「今回の『平和宣言』では、広島・長崎ともに、それぞれが当面している問題に触れていないのではないかと。まず広島では、韓国人慰霊碑移設問題があり、中国人被爆者の新たな発見とその救済問題がある。また長崎でも中国人被爆者

の新たな発見があったと聞く。(中略) 被爆や強制連行に関しては、両『宣言』ともに結局朝鮮人の問題に重点が置かれていて、中国人被爆者のことにはほとんど目が向けられていない。長崎の方には『中国等の被爆者』と書かれているものの、身近な問題だという認識と救済への熱意が感じられず、宣言の言葉は中身の無いものという印象を受ける」(男子・2年次)

折しも1993年、広島・長崎両市を、戦時下、中国から日本に強制連行され被爆した当人、犠牲者遺族らが訪れた。

まず、広島が中国人被爆者を迎えるに至った経緯は次のとおりである。1992年5月、広島市の市民グループが訪中した際、山東省青島市で徐立伝氏(強制連行により広島県山県郡加計町で安野発電所建設工事に従事)に対面、聞き取り調査の過程で、本人から被爆の事実を伝えられた。これは、知られざる“新事実”であった。従来、原爆投下時、広島刑務所には安野発電所から連行された中国人労働者5名が収監されていたが、全員が被爆死し、生存者はいないとされていたからである。その後、同市民グループは徐氏の訪日のための運動を開始するが、結局氏は、渡日治療のめども立たず、同年7月死亡した。徐氏の死を契機に、「強制連行された中国人被爆者との交流を進める会」(牛尾美保子代表)が組織され、新たな被爆生存者の発見に力が注がれた。結果、1993年5月、張文彬氏が、続いて7月には呂学文氏、孟昭恩氏の来日が相次いで実現した。三氏には、「被爆者健康手帳」が交付され、また呂氏と孟氏は平岡市長と対面、平岡市長からは「強制連行でつらい目にあったことをご慰労申し上げます。日本は戦争で中国に迷惑をかけ、反省しています」との挨拶があったという。²⁶⁾

一方、長崎でも「中国人原爆犠牲者遺族を招く会」が結成され、その招きで、同年12月、長崎県北松浦郡鹿町の日鉄鉱業鹿町鉱業所に強制連行され、長崎市内で被爆死した朱造火氏並びに呉福有氏の遺族、また実際に同炭鉱で強制労働に従事した趙五十氏ら一行が来日した。筆者らの、「長崎の証言の会」の依頼を受けての在華現地調査、および朱造火氏の遺族発見の経緯については、すでに本紀要別稿で詳述したとおりである。²⁷⁾一行は、12月6日～11日長崎に滞在、7日には本島市長に対面し、席上、謝罪の言葉が述べられたと聞く。これらは、両市の平和運動が、強制連行の未被爆した中国人によく目を向け始めたことを示している。

ただ問題は、両件がいずれも民間有志の努力によってなされており、本来、行政の取り組むべき内容にもかかわらず、広島・長崎両市政のいささかの助力も介在しなかったということにある。

例えば、長崎市の誠意のなさは、次の事例にも確認できる。筆者らは、朱造火氏遺族の発見後、「長崎の証言の会」を通じ、同氏に関する公式の死亡通知を出すよう、長崎市に対して重ねて要求した。遺族は、筆者らの訪問までおよそ半世紀の間、当人の死を、日中両国政府のいずれからも知らされていなかったからである。しかし、要請は、「前例がない」との理由で、結局受け入れられなかった。しかも、筆者らの知るかぎり、今次遺族の訪日に当たって長崎市は、渡航費用、滞在費用、弔慰金など、一切負担していない。広島にしても事情は同じである。前記「手帳」が交付されたとは言うが、現状では、それも中国に帰れば「無用の長物」に過ぎない。

従って、「碑移設問題」、さらに中国人被爆者並びに同犠牲者及び遺族への行政側の対応は、「宣言」に語られている内容とあまりに相反するのではないか、そう考えざるを得ない。前述したように、今次調査において、両「宣言」ともに支持しないとする者が激増した原因の一端は、こうした両市の平和行政のあり方にもあると判断される。

今次これらの問題を取り上げた被験者が極めて少数であるのは確かである。例えば「碑移設問題」について言えば、該当者22名、7.1%は、1991年調査における16.6%に比して、格段に少ない。中国人被爆犠牲者への対応に関しては、上掲の記述ただ一例を認めるのみである。1992年1月に発掘されながら、市民の反対を押し切る形で、長崎市が移設埋没を強行して論議を呼んだ、「旧浦上刑務支所遺構保存問題」への行政側の対応に至っては、一人としてこれに言及したものが認められない。²⁸⁾旧浦上刑務支所とは、ほかならぬ前記朱造火、呉福有両氏の犠牲地である。ただ、この因は、被験者の不認識以上に、むしろ足元の問題の存在を反省しない行政側にある。1993年両「宣言」が外国人被爆者の援護を訴えていることからすれば、本来、これらの課題は盛り込まれて然るべきであった。

周知のとおり、今日「平和宣言」＝“Peace Declaration”は英文に翻訳され、国連加盟国をはじめ世界中に送付される。1992年には、2,695通が郵送されたとい

う。²⁹⁾ “Declaration”には、「布告」「申告」「言明」「確認」の意味があり、総じて約束ごとに使われ、そこには「取り決めに忠実に執行する」とのニュアンスが込められている。広島・長崎両「宣言」として例外であるべきでなく、今次被験者における前記「実行を求める」声は、筆者らの見解とも一致するものである。「宣言」は“空文句”であってはならない。

註

- 1) 過去三年間の調査結果は、「1990年ヒロシマ・ナガサキ『平和宣言』の一考察—広島大学学生の意識調査をとおり」（本紀要13号、1990年）、「1991年広島・長崎『平和宣言』に関する一考察—広島大学学生428名の意識調査をとおり」（日本平和学会・九州地区研究会編『九州の平和研究』第2集、1992年4月）、「広島・長崎『平和宣言』の比較—1990～1992年、広島大学学生への意識調査結果を中心に—」（鎌田定夫編『広島・長崎の平和宣言—その歴史と課題』、平和文化、1993年3月）を参照。

「宣言」が、日本国憲法の平和理念に拠って立つことは言うまでもない。しかし、いまや憲法は自衛隊の海外派遣が示す如く、急速に有形無実化していることは確かであり、これに伴って「宣言」そのものも存亡の危機を迎えている。「宣言」の危機とは、すなわちヒロシマ・ナガサキの危機にはかならない。こうした状況下で、「宣言」の再検討が不可欠と認識されるが、本文でも述べたとおり、かつて「宣言」は、行政・マスコミ・平和団体等から批判的に検証されたことはなく、研究も皆無に等しかった。筆者らが鎌田氏ら長崎の研究者と、前掲『広島・長崎の平和宣言』を編んだのはそのためであり、「宣言」本来の理念と意義、さらに問題点を、過去に遡って確認することで、今後の「宣言」起草の糧とするべく意図した。

- 2) この点については、小林「新聞に望む」（1992年10月12日付『中国新聞』「論壇」欄における掲載紙『中国新聞』への直言を指す。

同紙の毎年の平和宣言の取り上げ方を論じた部分で、「骨子発表段階から必要以上にこれを美化」していることへの疑問に加え、「同じ被爆地長崎の平和宣言を要旨のみで済ませているのもおかしい」と述べ、「相対的視点の確立」の要を説いている。

- 3) 中国における対日民間賠償補償請求の一連の動きについては、橋本・柴田「中国人強制連行の傷痕—広島の場合—中国・河北省での聞き取り調査を終えて」（『月刊状況と主体』205号、谷沢書房、1992年12月）を参照。
- 4) 1992年10月24日付『朝日新聞』朝刊（大阪本社版）
- 5) 1993年8月11日付『朝日新聞』朝刊（東京本社版）、同年8月16日付『毎日新聞』夕刊（東京本社版）。なお、細川首相の同発言の問題点については、小林「細川新政権の欺瞞—「補償」なき『侵略』発言は責任回避ではないか—」（前掲『月刊状況と主体』213号、1993年8月）のな

かで指摘した。

- 6) 1993年1月5日付『朝日新聞』朝刊(東京本社版)
- 7) 本調査において、「初めて『宣言』を読んだ」旨を明記している者は、例えば、「今まで広島で19年間生きてきて、平和宣言なるものを初めて読んだ。一般市民にも読むことができるということさえ知らなかったなんて恥ずかしい」(女子・1年次)を含めて53名、17.2%存在しており、逆に、「過去に読んだことがある」とする被験者は1名もいない。回答内容を吟味するならば、今回初めて宣言文を熟読する機会を得た者は「初読」と明記していない者まで含めると、相当数に達すると考えられる。

加えて、前記専門科目「アジア史研究」の受講生(広島出身、生物生産学部)には、「8月6日の原爆記念日もここ数年の間は、まったくの無関心で、平和宣言もこうしてじっくり読み、考えることも怠っていた。私たち今20歳の若者にとって、毎年めぐってくる8・6は、無意味なものになりつつあるように思える」(女子・2年次)と記した者もある。この記述内容および前記データ＝「初読」を明記した被験者の数値から判明することは、第一に、大学受験を控えた高校生は、たとえ学校教育において平和教育を課せられたとしても、平和問題には必ずしも積極的ではない。第二に、大学入学後において、自らの専門が平和問題と直接的な関係を有しないと認識した場合、必須科目でない限り、戦争と平和について学ぶ機会是一般に少なく、従って「宣言」を読むこともほとんどないということである。

- 8) 財団法人広島平和文化センター編『平和宣言集』第二版(1986年12月)
- 9) 「対談広島・長崎両市長～問われる被爆都市～」(中国放送、1991年8月4日放送)における平岡広島市長の発言。
- 10) 被爆者救済・援護を要求する被爆者運動の歴史については、松江澄『ヒロシマから一原水禁運動を生きて』(青弓社、1984年)に詳しい。
- 11) 1993年7月29日及び8月4日付『中国新聞』朝刊
- 12) 前掲『広島・長崎の平和宣言—その歴史と課題』107頁
- 13) 「広島・長崎ピースメッセージ93」(NHK ラジオ、1993年8月9日放送)における鎌田定夫委員の発言。なお、鎌田委員は、1981年、長崎平和宣言起草委員会の発足以来、長崎「平和宣言」の起草に参画している。
- 14) 1990年広島「宣言」の背景、ならびに宣言文中の当該部分の内容分析については、橋本「広島」の平和姿勢を問う—被爆45周年を迎えたヒロシマの現状」(前掲『月刊状況と主体』177号、1990年8月)を参照。
- 15) 1993年7月29日付『中国新聞』朝刊によれば、「ヒロシマの世界化」とは「原爆ドームの世界遺産化、原爆資料館や平和記念館と内外の戦争・平和博物館とのネットワーク構想など」の意であると解説されている。
- 16) 前掲『広島・長崎の平和宣言—その歴史と課題』193～194頁
- 17) 1992年8月の広島原爆忌を報じた、翌7日付主要新聞各紙の第一面大見出しは次のとおりである。「憲法守り不戦の決意」(『朝日新聞』)、「憲法の不戦理念を守る」(『毎日新聞』)、「原点・ヒロシマを守る」(『読売新聞』、以上すべて大阪本社版)。
- 18) 小テストにおける各項目正解の基準は次の通りである。第一の「創氏改名」では、「日本植民

地下の朝鮮で、日本名を強制されたこと」と書けていれば正解とし、時期を「併合時」と誤って特定したり、対象地域として「朝鮮」以外に「台湾」「中国」を挙げた者、或いは「アジア地域」と具体性を欠く者は不十分とした。第二問「十五年戦争」では、「満州事変」に始まる「日中十五戦争」（1931～1945年）を指すことを明記していること、第三の「8・6」の場合、「広島に原爆が投下された日」と書いていることを正解の基準とした。さらに第四の「8・15」では、「日中戦争」「太平洋戦争」或いは「第二次世界大戦」の終結を挙げていれば正解とし、「N I E S」については、「新興工業国・地域を指す」として、該当する具体的な地域名（韓国・香港・台湾・シンガポール等）を明記している者を正解とした。ちなみに全問正解者は、333名中2名であった。

参考までに、「十五年戦争」「8・6」「8・15」各項に関する誤答例を補足しておく。まず「十五年戦争」では、本文で紹介したもの以外に「太平天国の乱」「日清戦争から始まり第一次世界大戦に終わった一連の戦争」「韓国併合の際の日本と韓国との争い」「長征のこと」「インド・パキスタンの分離戦争」「イラン・イラク戦争」或いは「ヨーロッパの宗教戦争」としている者も存在する。次に「8・6」に関する誤答例では、「広島の世界最初の原子爆弾投下をきっかけに起こった平和運動」のほか、「中国の内戦」「中国の王朝が変わった日」「毛沢東が出した宣言（これは八・四事件だったかもしれない）」「毛沢東が長征を終え延安に到着した日」「日本の二十一箇条要求を機に中国人々が起こした運動」「天安門事件があった日」などが認められた。さらに「8・15」では、「日本の侵略に対して、中国人が起こした反日運動」「中国で起こった内戦の始まった日」と記している例もある。

なお、次のように解答不能を訴える例も複数認められた。「聞いたこともないものばかりです。ただ、十五年戦争というのは、どこかで聞いたことがあるような……そんな感じです。8・6、8・15というのは、日本で言う2・26みたいなののでしょうか？私は高校の時も日本史しか受けたことがなく、一般教養でも政治学でヨーロッパを習ったくらいで、よくわかりません」（女子・2年次）。

- 19) 座談会記録「ヒロシマ・ナガサキの課題と展望」（長崎の証言の会編『証言－ヒロシマ・ナガサキの声1993』第7集、1993年8月）。江口保氏は、1986年5月、修学旅行で広島を訪れる学校に、被爆者を紹介する等の便宜を図ることを目的として「ヒロシマ・ナガサキの修学旅行を手伝う会」を発足し、現在までまったくのボランティアで活動が続いている。その活動内容は、年四回発行されている小冊子『「ヒロシマ・ナガサキの修学旅行を手伝う会」通信』（自費出版）に収録されている。著書に『碑に誓う中学生のヒロシマ修学旅行』増補版（東研出版、1988年）がある。沼田鈴子氏については註20）を参照。
- 20) 沼田鈴子氏を招いての特別講義は1993年7月6日、一般教養「アジア史」において、「青桐の下で一生懸命の素晴らしさ」の講演題目で実施。沼田氏は原爆により片足を失いながらも、被害ばかりでなく、日本と自らの加害責任を追及する「語り部」＝証言者である。なお、沼田氏の半生については、広岩近広『青桐の下で－「ヒロシマの語り部」沼田鈴子ものがたり』（明石書店、1993年4月）に詳しい。
- 21) 「被害と加害の複合的自覚」とは、広島在住詩人・栗原貞子氏の言である。氏は、詩集『ヒロシマ未来風景』（三一書房、1974年3月）の序文において、「原爆被爆者も又、原爆被害者であ

ると同時に軍都広島の子民として侵略戦争に協力した加害者であった」と述べている。同詩集に収められた「ヒロシマというとき」(1972年5月作)は、そうした史観に貫かれており、原爆をテーマとした文学作品としては特異な地位を占める。なお、「アジア史」では、1990年7月3日、栗原氏を招き特別講義を行ったことがある。

- 22) 1993年7月23日付【長崎新聞】朝刊
- 23) 広島と長崎の「宣言」起草過程の相違については、前掲【広島・長崎の平和宣言—その歴史と課題】を参照。なお、広島では、平岡市政の成立を機に、1991年と1992年、「宣言」に市民の声を取り入れるとの目的で「市民の意見を聞く懇談会」が設置されたが、1993年、その開催の有無は、マスコミでも終に報じられなかった。
- 24) 前掲座談会記録「ヒロシマ・ナガサキの課題と展望」。山本真理子氏は、「第九条の会ヒロシマ」の会員として、憲法第九条の死守を内外に訴える一方、PKO法違憲訴訟の先頭に立って活動したが、1993年11月3日、心臓発作のために死去。
- 25) 韓国人原爆犠牲者慰霊碑の設立から、1990年に起こった平和公園内移設問題、その後の頓挫に至る一連の動きについては、小林「ヒロシマ『平和宣言』の検証」(『中国往還』、勁草書房、1991年5月)、前掲「広島・長崎『平和宣言』の比較—1990～1992年、広島大学学生への意識調査結果を中心に—」を参照。
- 26) 1993年7月31日付【中国新聞】朝刊。広島原爆で被爆した中国人強制連行者については中国人強制連行調査訪中団編【地底の響き】(1992年6月)、強制連行された中国人をたずねる訪中団編【地底の響きⅡ】(1993年1月)を参照。
- 27) 長崎原爆犠牲者朱造火氏の遺族発見、および聞き取り調査より明らかとなった朱氏の生涯については、小林・柴田「強制連行と原爆災害—長崎における中国人犠牲者の遺族調査を終えて—」(本紀要14号、1991年)を参照。
- 28) 旧浦上刑務支所遺構保存問題については、長崎の原爆遺構を保存する会編【原爆遺構長崎の記憶】(海鳥社、1993年7月)に詳しい。
- 29) 1993年3月5日付【朝日新聞】(大阪本社版)

〔補記〕

本稿の校正中に森瀧市郎先生の訃報に接した。「ヒロシマの良心」とも言うべき先生は、被爆体験の継承、とくに若い青年層へのヒロシマの「心」の継承に、常に思いを寄せられており、筆者らの調査にも深い関心をお持ち下さった。

このことを感謝し、哀悼の意を表すると共に、本稿を先生のみたまにささげたい。

〔資料〕

広島「平和宣言」

広島市民にとって忘れることのできない8月6日が巡ってきた。48年前、この地に現出した地獄絵図を思い起こしながら、私たちは改めて世界の人々の良心に、核兵器の開発・保有は人類に対する罪であることを、強く訴える。

広島・長崎の悲劇以後、今日まで核兵器は使用されなかったし、誤って爆発することもなかった。だが、今後もそうである、との保証はない。

最近、米国、ロシア、フランスは相次いで核実験の停止期間を延長した。一步前進とはいえ、核兵器はなお地球上に大量に蓄積され、人類の生存を脅かしている。

それゆえ、4月の国連N G O軍縮特別総会でも提唱した通り、1995年に期限が切れる核拡散防止条約を、無期限の条約にしようとする核保有国の動きに、私たちは強い危惧の念を表明する。この条約が果たしてきた役割は大きかったが、その無期限の延長は、核兵器を持つ国と持たない国との関係を不安定にするだけでなく、核兵器廃絶の願いに反するからである。いま、朝鮮半島など各地域で核兵器をめぐる不透明さが世界に不安を醸し出している。核兵器保有国は、当面、包括的核実験禁止を同条約に並行させるとともに、少なくとも今世紀のうちに、すべての核兵器を完全に廃棄するよう、期限をつけた目標を世界に示すべきである。

原発事故や核廃棄物投棄による地球環境の汚染を、これ以上広げてはならない。技術の進歩が著しい原子力平和利用についても、安全最優先の見地から放射性物質、とりわけプルトニウムの国際管理体制を確立し、国家を超えて、その透明性を確保することが急務である。

広島でのアジア競技大会開催を来年秋に控え、私たちはアジアの人々の日本に対する思いに深い関心を抱いている。日本がかつての植民地支配や戦争でアジア・太平洋地域の人々に苦難を与え、その心に今も深い傷を残していることを私たちは知っており、率直に反省する。特に、隣国の朝鮮半島に住む多くの原爆被爆者がたどった戦後の足跡を思うとき、私たちの心は痛む。これらアジア・太平洋地域の人々との末永い友好を築くためには、いまだに清算されていない、いわゆる

戦後処理問題に速やかな決着をつける日本政府の決断が不可欠である。

いま、広島では「第3回世界平和連帯都市市長会議」を開き、核兵器と戦争のない世界へ向けて国際世論の結集を図るとともに、多様な行動の可能性を探る討議を重ねている。

原子爆弾の非人間性を身をもって経験した内外の被爆者は年ごとに老いていく。被爆後半世紀を迎えようとしている今日、国家補償の精神に基づき、物心両面にわたる画期的な援護対策の確立を急がなければならない。

同時に、若い世代へ歴史を通して原爆や戦争を語り継ぐ教育も充実されなくてはならない。平和の創造を阻むものは、心の荒廃である。

ここに被爆48周年の平和記念式典を迎え、原爆犠牲者の御霊に心から哀悼の意を表し、恒久平和の実現に向け、ヒロシマの世界化を一層おし進めることをお誓いする。

平成5年（1993年）8月6日

広島市長 平岡 敬

長崎「平和宣言」

日本のみなさん、世界のみなさん、長崎の声を聞いてください。

この地で48年前原子爆弾で亡くなった幾万人の叫びを、今、聞いてください。

この長崎の地に投下された一発の原爆は、爆発の瞬間、大火球となり、セ氏数百万度にも達し、すさまじい熱線、爆風、放射線が大地に襲いかかりました。

人々は一瞬のうちに黒焦げの死体となり地をころがり、水を求めて命尽き、髪は焼け、血を吐きながら次々に死んでいきました。草木は燃え、家は倒れ、この浦上の地から紅蓮の炎が広がりました。

今日は悲しい原爆の日。私たちは、原爆で亡くなられた方々への思いと平和の願いを胸に、ここ爆心の地に集まりました。

1. 今、過去を振り返り、現在を見つめ、未来に決意しよう

日本はアジアへの侵略を反省し、戦争責任を明確にし、戦後処理を誠実にこななければなりません。

私たち日本人は過去の反省の上に立ち、日本国憲法の平和希求・戦争放棄の精神の世界化をめざして恒久平和の構築をねばり強く国際世論に訴えていかなければなりません。

長崎市民は、被爆都市の使命として、人類滅亡をもたらす核兵器の廃絶に向けて最大の努力をします。

2. 核兵器の脅威は現在も続いている

核兵器保有国も、核兵器を保有しようとしている国も、これらの国々の指導者たちは、核兵器を持つことによって、自国の安全が保たれるという核抑止の考えを持ち続けています。核抑止の考えを持つ限り核兵器の廃絶は望めません。

今年7月先進国首脳会議は、核不拡散条約へ世界のすべての国の参加と2年後に無期限延長を求める政治宣言を採択しました。しかし、この条約は核兵器廃絶をめざした条約ではありません。速やかに、核実験の全面禁止と、多国間交渉により、核兵器全面禁止国際協定を締結すべきであります。

また、ロシアでは核兵器の解体、処理が進まず、そのうえ放射性廃棄物が日本海などに捨てられていることが明らかになりました。今こそ地球的規模の核汚染を防ぐため国際的な協力体制が必要であります。

3. 原爆被爆者援護法の制定を一非人道的な核兵器を許さない証しとして

原爆による大量虐殺は、人道上、国際法上許されないことであります。しかも、被爆直後の10年間は被爆者に対してなんの救済もありませんでした。今日、老齢、病弱の中で、死の恐怖におののいている被爆者の心を考えてください。サンフランシスコ平和条約で対米賠償請求権を放棄した日本政府は、被爆者を援護する義務があると思います。

全国地方議会の約7割が援護法制定促進を求めています。援護法制定に賛成の国会議員は3分の2を超えました。国民的合意は成立したものと思います。非人道的な絶対悪の核兵器の使用を決して許さないあかしとして、国家補償の精神に基づき援護法制定を急いでください。

4. 広島・長崎の外国人被爆者に援護を。

核実験や原子力発電所の事故の被害者に救援を

朝鮮半島や中国などの被爆者は、強制的に連れてこられ、非人道的扱いを受け、被爆してこの世を去り、あるいは帰国して原爆症、老齡、孤独に苦しんでいます。また、核実験や原子力発電所の事故による放射線被害者も苦しみ続けています。私たちはこれらの方々へも救済の手を差し伸べるべきであると考えます。

長崎市は、長崎県、長崎大学などとともに「長崎・ヒバクシャ医療国際協力会」をつくり、外国人医師の研修受け入れ、外国への医師の派遣、外国人ヒバクシャの受け入れ治療などを行うことにしました。今後、この協力会の発展に努めます。

5. 今、我々日本人が国際社会の一員として、国の内外においてなすべきこと

日本はプルトニウムを大量蓄積することによって、核兵器を作るのではないかという懸念が、アジア・太平洋の国々に広まっています。日本政府は、非核三原則を立法化し、核兵器製造は決して考えていないことを表明し、核兵器廃絶運動の先頭に立つべきであります。

今、地球は病んでいます。飢餓、難民、民族・宗教対立による紛争、環境破壊等切迫した課題に直面しています。私たち日本人は、生活を小さくすることによって、地球環境の保全と飢餓、難民の救済に寄与すべきです。そして、紛争の解決に武力を行使することは誤りであります。

世界の主要な武器輸出国は国連の安全保障理事会常任理事国であります。これらの国に軍縮の推進と、武器輸出禁止を求めましょう。

6. 明日をつくる青少年へ—21世紀を平和の世紀にするために

48年前、みなさんと同じように未来に大きな夢と希望を持っていた人達が、学校で家庭で、そして工場で一発の原爆によって全てを失いました。人が人の命を奪い、他の国の安全を脅かすことは決して許されません。

みなさんは、被爆体験や戦争の歴史をよく学び、戦争の恐ろしさを心に刻んで、決して戦争を起こさないよう一人でも多くの人に語り伝えてください。そして進んで平和のために働き、夢や理想を実現してください。

7. 長崎は世界に向かって平和の尊さを叫び続けます

あの原爆による残酷な死と破壊がありました。そして戦争は終わりました。長

崎では、原爆の瞬間から4か月の間に7万数千の人が亡くなり、今日もなお6万4千人の被爆者が老いと病弱のうちに、ひっそりと暮らしています。私たちは、この痛ましい犠牲をかた時も忘れてはなりません。原爆の悲惨さと平和の尊さを世界に向かって叫び続けることは長崎市民の責務であります。

長崎市は、来る被爆50周年に、この長崎の地で、国連軍縮会議が開かれるよう努力いたします。

本日、世界平和連帯都市市長会議にご出席のみなさん、世界の都市が連帯し、世界平和のために、具体的な行動をとりましょう。

最後に、原爆犠牲者のご冥福と、ご遺族、被爆者のご健康をお祈りし、全市民が一体となり、核兵器廃絶と世界平和実現のため、努力することを宣言します。

1993年（平成5年）8月9日

長崎市長 本 島 等